

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成 16 年 8 月 26 日、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「産廃処理施設の現在事前協議中に関わる文書一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成 16 年 9 月 9 日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「産廃処理施設の現在事前協議中に関わる文書一切」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

開示しない理由

条例第 7 条第 5 号に該当

奈良県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議については、産業廃棄物の処理施設の設置等が協議されている段階であり、その協議情報を公にすれば、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 10 月 1 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成 16 年 10 月 13 日、実施機関は、条例第 19 条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

不開示決定処分取消しを求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

業者から出されている文書は公文書である。

同日に請求した現在計画中のダムについてはすべて開示されたのに、なぜ本件は開示できないのか。

処分場ができてしまえば、そこからの化学物質による影響（環境ホルモン等）を受けると考えられるので、県民すべてがとりあえず当事者といえる。それほど重要な問題であるのに、事前にその情報があるのに知らせないというのは、県民の健康を守る義務を有する実施機関の姿勢としておかしい。

産業廃棄物処理施設の設置に関しては、国の定める厳しい各種法律等に則って申請、許可されるものである。業者も当然それを承知の上で、正々堂々と申請を進めているはずであるから、事前協議といえども情報を開示して、何の問題もあるはずがない。それとも国の法律そのものに問題があるとでもいうのか。

今回、不開示理由をみても「事前協議の情報を公にすれば、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」としているが、意味不明である。厳正なる国の法律等に則り、適正に申請される施設の情報を公にして、なぜ、不当に県民に混乱を生じさせるのか。実施機関は不法投棄の許可でもしているのか、その理由を明らかにしてもらいたい。

こそこそ話を進めるのではなく、むしろ事前協議の段階から施設設置の情報をオープンにすることにより、より深いコンセンサスが双方に得られ、以後の申請、設置に関して、スムーズに行くのではないか。

以前、条例がない時代に、ゴルフ場設置の事前協議の情報を実施機関が公にしていたという事実があるが、条例がない時代ですら開示してきたものが、本来、県民に積極的に開示を推進すべく条例が整備された段階の現在において、なぜ、開示できないのか。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

### 1 本件行政文書について

実施機関においては、産業廃棄物の処理に関する法令に規定するもののほか、産業廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、奈良県産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱」という。）を施行している。

事前協議は、要綱に規定されており、産業廃棄物の処理施設の設置を行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める産業廃棄物処理施設に係る許可申請等に先立ち、事業計画に関する図書（以下「事前協議書」という。）を提出して、実施機関に協議しなければならないとしている。実施機関は、事前協議書を受け付けした後、審査のための手続を行い、協議及び調整が終了したと

認めるときには事前協議の終了を通知する。本件行政文書は、実施機関に提出された協議及び調整中の段階の事前協議書である。

## 2 条例第7条第5号の該当性について

本件行政文書は、産業廃棄物処理施設の設置等について協議及び調整中の段階の事前協議書であり、協議内容に変更を生じたり、場合によっては取下げが行われることもありうる。つまり本件行政文書に記載されている情報は、協議及び調整中の未確定な情報であり、その一般的な公開は、産業廃棄物処理施設の性格から、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある。

よって、本件の開示請求の対象となる情報は、条例第7条第5号に該当するものと考えられる。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

産業廃棄物の処理施設の設置を行おうとする者は、要綱第7条の規定により、設置許可申請等に先立ち（許可を要しないものにあつては工事着工に先立ち）、事前協議書を作成の上、実施機関に提出し、協議しなければならないとされている。

次に実施機関は、事前協議書を受け付けた後、審査のための手続を行い、要綱第13条の規定により、協議及び調整が終了したと認めるときには事前協議の終了を通知する。その通知を受けた者は、要綱第15条の規定により、通知を受けた後に許可申請（許可を要しないものにあつては工事着工）を行うものとされている。

なお、本件開示請求の対象となった事前協議書には、施設設置計画概要書 施設維持管理計画書 従業員名簿、申請者の住民票・登記事項証明書 誓約書 施設の構造を明らかにする図書 附近見取り図・周辺の写真 行為地の使用权を有することを証する書類 搬入経路及び搬入路を明らかにした図面及び図書 事業の用に供する土

地及びその隣接の土地の登記簿謄本・土地台帳附図 市町村長の意見書 行為地自治会長の同意書・同意確認 隣接地所有者の同意書・同意確認 水利権者の同意書・同意確認等が添付されている。

本件行政文書のすべてが設置許可を要しない施設に係る事前協議書であって、協議及び調整中の段階のものである。

### 3 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件行政文書を開示することにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしているので、これについて以下検討する。

#### (1) 条例第7条第5号前段について

本件行政文書は、要綱に基づき、産業廃棄物の処理施設の設置を行おうとする者が、工事着工に先立ち、実施機関に提出している協議中の文書であることから、本件行政文書に記録されている情報は、実施機関内部における協議に関する情報であると認められる。

#### (2) 条例第7条第5号後段について

これらの情報は、前述のとおり、いまだ協議が終了していない協議中の段階にある情報である。さらに、行政指導の結果、その内容に相当な変更や、場合によっては取下げも予想されるような、審査等が継続している情報であり、当該事前協議に係る実施機関としての最終的な意思決定が完了していない情報である。

このような経緯等から判断して、これらの情報は、未成熟かつ不確定な内容を有する情報であると認められる。

このような未成熟かつ不確定な情報を開示すると、たとえそのような段階にある情報であるとの条件を付して開示したとしても、未成熟かつ不確定な情報が転々流布し、一人歩きすることにより、すでに協議の内容が確定したかのような誤った情報のもとに、土地取引への影響、地権者等への圧力等が惹起され、また無用の誤解を招くことにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

なお、異議申立人は、住民参加の観点から、事前協議の段階において開示すべき旨主張するが、産業廃棄物処理施設の持つ性格を鑑みれば、これらの情報を開示することにより生じる上記のおそれは否定できないものである。

#### (3) まとめ

よって、本件行政文書の情報は、条例第7条第5号に該当すると判断する。

なお、本件決定の時点においては協議中であったが、現在すでに協議が終了してい

るものについては、確定した情報であり、上記のようなおそれは認められないので、条例第7条に規定する不開示情報を除き、開示すべきである。

#### **4 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年10月13日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年12月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 3月26日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成17年 8月 3日 (第98回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 9月 8日 (第99回審査会)	・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年10月 5日 (第100回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年11月 2日 (第101回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年12月 5日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授(行政法)	

(平成17年12月5日現在)